

会 議 録

会議名称	令和5年度第3回佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会
開催日時	令和5年11月8日(水) 13時30分~15時33分
開催場所	佐倉市役所 議会棟全員協議会室
出席者等	委員:須藤委員、秋山委員、大賀委員、岡田委員、岡本委員、北澤委員、篠塚委員、秀島委員、三谷委員、山下委員 事務局:福祉部 山本部長 障害福祉課 松澤課長、日暮副主幹、平野主査、土屋主査、東城主査、高橋主任主事、井上主事 佐倉南図書館 吉尾館長、志津図書館長 土佐館長
会議議題	①佐倉市障害者計画等の素案について(公開) ・ 前回懇話会からの修正(案)について ・ 障害福祉計画(活動指標)について ②その他
会議経過	別紙 令和5年度第3回佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会 会議要録のとおり

令和5年度第3回佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会 会議要録

【1 開会】

【2 議題等】

①佐倉市障害者計画等の素案について(公開)

- ・ 前回懇話会からの修正(案)について
- ・ 障害福祉計画(活動指標)について

②その他(公開)

【3 閉会】

①佐倉市障害者計画等の素案について(公開)

(事務局)

前回懇話会時から新たに計画案として記載した箇所について説明する。(資料1)

【第1章:はじめに(P1~9)】

- ・ 佐倉市の人口は平成22年度をピークに減少傾向が続いており、少子高齢化の傾向が強まっている。
- ・ 3種類の障害者手帳をお持ちの方をグラフに示して説明をしている。精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成22年比で約2.6倍に増加している。同様に、自立支援医療(精神疾患の方の医療費の公費負担制度)も同様に増加率が高い。
- ・ 身体障害者手帳は増加しているものの、ここ直近の6年間ほぼ横ばいである。
- ・ 難病患者数は佐倉市のデータがないので、国のデータを引用している。全国の難病患者数は、令和3年度が約102万人ということで、平成29年度比で13万人増えている(増加率で14.5%増)。佐倉市でも同様の傾向があると考えている。
- ・ また難病の数も、平成29年度からみると8つ増えているという状況もある。

【第2回懇話会後に寄せられた意見・素案を変更した点(資料2・3)】

- ・ 聴覚障害の方が公共施設の利用時に、緊急ディスプレイなどがないと異常事態の発生に気がつかないというご意見については、ご指摘のディスプレイの設置の他、避難誘導等のソフト面の対策も含めて、検討していきたいと考えている。計画書には今回バリアフリー新法に基づく基準である点字ブロックや学校施設のバリアフリー化を優先して整備していきたいというところがあり、事務局案のままと考えている。(資料3:P1)
- ・ 「権利擁護の推進」において、社会福祉協議会で実施する日常生活自立支援事業を成年後見制度と共に権利擁護の両輪と位置づけるべきというご意見については、市は成年後見制度の利用の促進に関する法律により成年後見制度の利用促進を進めることから計画(案)に記載している。一方、日常生活自立支援事業については、成年後見制度の利用促進が進む段階において、両事業の実施機関がどちらも社会福祉協議会であるため、適切な制度に繋がっていくと考えることから、成年後見制度のみを記載する方向で考えている。(資料3:P5)
- ・ 「③相談支援の充実」の3点目の「相談機関のネットワーク強化」については、現在策定中の地域福祉計画の重点施策として「アウトリーチ型の支援(訪問)」を検討している。これは、市の生活困窮者自立支援事業における事業内容であるが、高齢や障害が関係して貧困の問題が表面化している事も多く、訪問支援を行った際に、他分野での課題がある時は、関係する相談窓口にしっかりつなぐという役割を想定しての事業内容である。(資料2:P2、資料4)
- ・ 「⑦アクセシブルな行政情報の発信」の2点目は、市役所の窓口サービスにおけるアクセシビリティの向上に関する記載であるが、手話通訳や筆談対応の確保については、職員による筆談対応を想定したものであったが、聴覚障害のある方から求めがあったときに、要約筆記者の派遣事業を実施している事から、要約筆記を明記し、修正を行った。(資料2:P4)

質疑（施策別に記載）

（委員）

①生活困窮者自立支援の事業においてアウトリーチで入っていく相談員の設置についての話があったが、すでに配置されている地域福祉コーディネーターと重複する部分はあるのか。どのように整理しているのか。

②資料1のグラフ等を見ていると、障害福祉アンケート調査で18歳以上であっても、世代別のニーズなどを分析しているのか。わかる範囲で伺いたい。

（事務局）

①について

地域福祉コーディネーターは、現在、社会福祉協議会がモデル事業として志津地区に1名配置し、アウトリーチ型の支援を行っている。

今般、地域福祉計画において、市内5圏域に1人ずつ、最大で5人設置していこうという数値目標を定めようとしているところであり、社会福祉協議会が設置している地域福祉コーディネーターとの今後の事業の進み方や重複している業務範囲があれば、計画期間中に市側が調整していく必要があると考える。

②について

障害福祉アンケートでは、回答者の属性として年代を聞いており、データとして保有しているため、クロス集計による各年代のニーズを分析することはできると考える。

次回の懇話会を目標として、報告書のまとめと併せて計画書に記載すべきもの等について検討していきたい。

（委員）

②については、年齢差による傾向があれば最終的に示してもらえればよいと考える。①については、社協の分担、自治会の分担と縦割りに考えず、市と共に情報共有しながら無駄が無いような形でやっていただきたい。

(委員)

障害者に関するデータについて、現行計画から大きく変えるべきではないか。現行計画では、自立支援医療についてしっかり書かれているので再検討されたい。

また、市の相談事業は、相当な予算を追加して素晴らしい仕組みで実施している。この相談支援のデータが出てきていないことも気になっている。

(事務局)

自立支援医療利用者の方の数は、素案に記載(P5)しており、精神障害者保健福祉手帳と同じように急増している傾向についてご説明をさせていただいたところである。

相談支援事業のデータについてのみ計画書に掲載すると、他サービスについても掲載を検討を要することとなる。障害福祉アンケートの報告書または計画書でどのような表現ができるかについて検討したい。

(委員)

P9の難病患者数については、市の状況がわからないとの説明であったが、県で、いわゆる指定難病で医療費助成を受けている方の数は例年出している。

また、例えば潰瘍性大腸炎などは、20歳になるまで小児慢性特定疾病の方で、医療費助成を受けて、20歳を超えて初めて難病指定を受ける方がいるので、0~19歳について数が誤認されてしまうのではないかと。事業年報を参考にされたい。

また、素案中「障害者団体」と「当事者団体」が混在されているが、どのような違いか説明いただきたい。

(事務局)

難病患者数についてのまとめ方は、別途相談させていただきたい。また、「障害者団体」と「当事者団体」は、特に違いは無いため統一していきたい。

(委員)

聴覚障害の場合、先天的な障害かそうでないかによって、支援が変わってくる。年齢別や障害別のデータがあるとよいと考える。

(事務局)

計画素案や、アンケート調査報告書への記載を検討したい。

(事務局)

【第7期佐倉市障害福祉計画：活動指標について(P47以降)】

活動指標は、成果目標を達成するために必要なサービスや実施の有無、実施するとしたらその量がどの程度であるのかについて計画に記載するものである。

(地域生活支援事業及び障害福祉サービス等の量の見込みについて説明)

- ・ 多くの項目で、量の見込みの算出は、令和4年度の実績と令和3~5年度の伸び率を勘案して設定をしている。
- ・ 重度障害者等包括支援は、障害支援区分の最重度の区分6に該当する方が対象となっているサービスである。
- ・ 就労選択支援は令和6年度からの新たなサービスである。国資料によると、就労希望に基づき共同で就労アセスメントを実施し、本人の希望や適性に合った就労先の選択の支援を行うものである。(量の見込みは次回懇話会にて提示)
- ・ 共同生活援助の増加率は他サービスと比べて高い。
- ・ 児童発達支援や、放課後等デイサービスなどの児童を対象としたサービスの利用者は増加している。理由としては、①発達障害についての認知度があがっているということ、②佐倉市は障害者手帳の所持を要件としていない。等の理由から、利用のためのハードルが低いのではないかと推察している。
- ・ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の活動指標としては、まずは、視覚障害者等サービスを紹介する図書館を順次増やしていくこと、その他、市職

員の研修実施やデジター図書の貸出数を増やしていく指標を設定した。

(委員)

「手話通訳者設置」、「手話通訳者派遣」に「(要約筆記含む)」とあるが、通訳と筆記は必要とする人が異なるため、分けるべきではないか。(P59)

(事務局)

割合的には、要約筆記の方が少ないという現状があるが、分けて記載することを検討していく。

(委員)

民生委員として地域を回っていると、本を読みたいが、図書館の敷居が高いと言っている方がいる。図書館に視覚障害者等サービスがあることを知らなかったのも、しっかりと周知をすると利用者が増えるのではないか。(P64)

(委員)

①「重度障害者の共同生活援助」の人数は、「共同生活援助」の人数の内数なのか外数なのか。(P54)

②P54の施設入所支援の数と、P42の地域生活への移行が13人、入所施設入所者の削減が6人との整合性はどうなっているのか。

(事務局)

①内数である。

②地域生活への移行と施設入所者数の削減は、国の基準に基づき機械的に算出している。地域移行者の目標値を達成した場合であっても、待機者が入所するため令和4年

度と変わらない数値となっている。

(委員)

障害者権利条約に関する国連の対日審査にかかる総括所見においても、地域移行について触れられている。市で、日中サービス支援型グループホームができたことは大きな進歩であり、今後は、地域生活支援拠点等の整備が必要。また、地域福祉コーディネーターが、大きな役割を果たして欲しいと思う。

成年後見制度利用促進計画を読み直してみると成年後見制度だけが一本立ちしているため、日常生活支援自立支援事業にも期待しているため、両輪の扱いで明記いただきたいと思う(P29)。

(委員)

排泄管理支援用具は、令和4年度実績よりも、令和6年度、令和7年度の目標の方が小さくなっているが、実績から類推しているのか。(P60)

(事務局)

令和5年度の前期の実績が、令和4年度実績よりも低いため、このような目標値としている。

(以上)